

事務連絡  
令和3年3月5日

各都道府県

新型コロナウイルス感染症対策担当部局 宛

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第3項の規定に基づき、引き続き埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県を、緊急事態措置を実施すべき区域とし、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年3月21日まで延長することとされました。

また、同日、同条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されましたので、別紙1及び2のとおりお知らせします。

なお、本日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、基本的対処方針等諮問委員会会長から、「緊急事態宣言の延長及び首都圏における感染再拡大防止策についての見解」として別紙3が提出されましたのでお知らせします。

埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県におかれましては、別紙3に掲げられている7項目の対策について、後日、その項目ごとの取組状況をお伺いする予定ですので、ご承知おきください。

各都道府県におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、管内市町村及び指定地方公共機関への周知を図る等の対応をお願いします。

（別紙1）新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更

（別紙2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和3年3月5日変更）

（別紙3）緊急事態宣言の延長及び首都圏における感染再拡大防止策についての見解

（連絡先）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第2担当 松浦・高橋・石田・廣瀬・山野・鈴木・矢部

直通 03(6257)3086

e-mail g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp